熊谷市農業委員会
第２回総会議事録

令和３年９月２８日（火）

熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第２回総会議事録

１　開会・閉会の日時及び場所

(1) 開会の日時　　令和３年９月２８日（火）午後１時３０分

(2) 閉会の日時　　令和３年９月２８日（火）午後２時４０分

(3) 場　　所　　めぬま農業研修センター　大会議室

２　会議を組織する委員の定数

(1) 定員数　　４７名（農業委員１９名　農地利用最適化推進委員２８名）

(2) 現在数　　４７名（農業委員１９名　農地利用最適化推進委員２８名）

３　出欠席の状況及びその氏名　　下記のとおり

(1) 出席数　　４５名

(2) 欠席数　　２名

農業委員

議席	出欠	氏　　名	議席	出欠	氏　　名
１	出	木村　　進	１１	出	田中　輝久
２	欠	森田　　豊	１２	出	柿沼　憲雄
３	出	塚田　修	１３	出	笛木　清
４	出	大島　正	１４	出	栗原　一森
５	出	関口　久夫	１５	出	大鷲　利夫
６	出	木部　富次	１６	出	大野　隆一
７	出	金井　和夫	１７	出	水野　明
８	出	神沼　孝治	１８	出	腰塚菜穂子
９	出	権田　久男	１９	出	上山　豊明
１０	出	夏目　亮一			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏　　名	議席	出欠	氏　　名
１	出	中嶋　儀臣	１５	出	関口　明男
２	出	西田　茂夫	１６	出	滝田　法明
３	出	根岸　勇	１７	出	吉田　正己
４	出	伊藤　由行	１８	出	岡田　藤寛
５	出	野邊　八雄	１９	出	小崎　信明
６	出	福島　清一	２０	出	戸森　貫一
７	出	石井　芳夫	２１	出	長谷川　隼男
８	出	稲村　文男	２２	出	坂本　三郎
９	出	菊地　修一郎	２３	欠	田沼　寛央
１０	出	漆原　秋夫	２４	出	細田　文男
１１	出	鯨井　章男	２５	出	森　一男
１２	出	中島　正樹	２６	出	中川　登美夫
１３	出	奥野　進	２７	出	林　和弥
１４	出	小澤　好則	２８	出	吉野　福司

４　議　　事

（１）議　案

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について（一時転用）

議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について

議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について（一時転用）

議案第５号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画について

議案第６号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農地利用配分計画（案）に対する意見について

議案第７号　令和４年度熊谷市農業施策に関する意見書（案）について

（２）報　告

報告事項（１）　農地法第３条の規定による届出について

報告事項（２）　農地法第３条の３第１項の規定による届出について

報告事項（３）　農地法第４条第１項第８号の規定による届出について

報告事項（４）　農地法第５条第１項第７号の規定による届出について

報告事項（５）　農地法第１８条第６項の規定による通知について

報告事項（６）　農地改良の届出について

５　招　集　者　　熊谷市農業委員会会長　木部　富次

６　議事進行状況　　別紙のとおり

事務局次長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第２回総会を開会いたします。 それでは、はじめに、木部会長からご挨拶をいただきます。
会長	（　会長あいさつ　）
事務局次長	ありがとうございました。 以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第４条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、木部会長にお願いいたします。
議長	それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。
事務局次長	本日の出席は、農業委員は１９名中１８名であります。また、農地利用最適化推進委員は２８名中２７名の出席となっております。
議長	事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本日の総会は成立しました。 続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。 （　議長一任の声あり　）
議長	議長一任の声がありました。それでは、議事録署名委員については、３番、塚田委員、４番、大島委員にお願いいたします。 また、書記には事務局職員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について 議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について（一時転用） 議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について 議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について（一時転用） 議案第５号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画について 議案第６号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農地利用配分計画（案）に対する意見について 議案第７号　令和４年度熊谷市農業施策に関する意見書（案）について

	以上、７議案です。よろしくご審議願います。 なお、本日は新規就農の方に出席をお願いしております。このため、議案第５号、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画についての議案を最初に審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （　異議なしの声　）
議長	それでは、はじめに議案第５号、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の概要説明を求めます。
事務局	【事務局が、議案について概要を説明する。】 今月の案件は、２８件　５４筆　６３，３６９．７０㎡です。内訳につきましては、議案書資料の表のとおりとなっております。今回の計画は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定の各要件を満たしていると考えます。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありましたらお願いいたします。
事務局	特にございません。
議長	それでは、新規就農の方にお出でいただいておりますので、議案番号６６３の申請人の入室を認めます。 （　申請人　〇〇〇〇　入室　）
議長	本日は、お忙しいところ大変ご苦労様です。 新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて説明をお願いします。
新規就農者	【新規就農者の〇〇〇〇が説明する。】 ただ今ご紹介いただきました、〇〇〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、営農計画書に基づき、説明させていただきます。 就農の動機は、長年小売業で働いてきて自分で作ったものを売りたいという気持ちを強く持っていました。自分で販売することができること、家族が幸せに暮らせること、一人でこなせる作業量、熊谷での需要と供給量、参入障壁など、総合的に考えて〇〇〇で就農することを選びました。最初に農業をやりたいという思いがあったから就農するわけではなく、〇〇〇であれば生きていけると確信して就農するこ

	とにしました。 　農業経験は、大里農林振興センターから紹介された深谷市の○○○農家、○○○○○○の○○さんの指導により就農の準備をしています。今年の１月からは、熊谷市○○の○○○農家、○○○○○○の路地○○○１０ａの管理全般と販売をしています。その他、○○○○○のハウス○○○の管理を研修として随時行っています。その他、岡山において４か月間、桃と○○○の栽培に従事した経験があります。 　経営規模について、労働力は基本的に一人で行います。経営面積は雨除けハウス２５ａです。○○さんから最初は２５ａから始めるようにとアドバイスをされています。周りの○○○農家さんが始める際の基準になっています。ただし、販売に関してはアルバイトを雇用する予定です。 　経営形態について、○○○の品種は、○○○○○○○○○６割、○○、○○○○、○○で４割です。十分な需要があり、お金に換えやすいこと、自分が好きであり売りやすいことが選んだ理由です。市場の需要に対応した植え替えは順次行います。また、顧客が増えて収益を上げられるようになれば自分の好きな○○○に植え替えを検討します。 　基本装備について、雨除けハウス２５ａ、井戸、乗用草刈り機、軽トラック、乗用の農薬散布機です。販売所については検討中です。 　作付計画は、資料のとおりです。 　今後の経営目標については、来年の３月に植え付けを行います。２年生の苗もありますが、基本的には植え付けてから３年枝を伸ばす期間が必要になりますので、２０２５年に本格的に収穫を開始する予定です。２０２７年に２５ａすべての枝が伸び切ります。経営規模の拡大を急がずに、限られた農地を効率的に使って品質の高い○○○を作り、高収益体質を作ることが当面の目標です。 　以上です。よろしくお願いいたします。
議長	どうもありがとうございました。 　なお、本案につきましては、栗原委員が申請人と面談していただいておりますので、栗原委員から報告をお願いいたします。
栗原委員	【栗原委員が報告する。】 　先ほど○○さんから説明がありましたが、昨年私の家で、それと農業委員会事務局で２回ほど話をうかがっており、かなり綿密な計画の基に営農計画が作成されていると思います。そして、貸付人の○○○○さんにもいろいろ御理解をいただき、今回の届出に至っております。 　○○さん御本人もいろいろ地元の○○○園の方にも話を聞きながら勉強をしており、将来的にも細かいところに気を付けており、信頼できるものと思います。 　長期的に就農しようということでありますけども、撤退することに

	なった時には必ず元に戻すということもについても約束いただいております。 　資金的にも、営業成績的にも時間がかかるということで信用いただくことが難しいと思いますが、資料のとおり自信をもって取り組んでいくものとおもわれます。どうぞ皆さんよろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 　それでは申請人に対しまして、営農計画等について質疑等ございましたらお願いします。質疑等ございませんか。
関口委員	質問ではないですけれども相談があった当初、一緒に○○○○をまわらせていただきました。その時も栗原さんがおっしゃったように、車の中で色々話をさせていただいたのですが、なかなかしっかりした人だなあという印象があり、今後も頑張っていいただければと思います。
議長	他にございませんか。 （　なしの声　）
議長	他に質疑、意見等もないようです。 　本日は大変ご苦労様でした。申請人の方は退室をお願いいたします。 （　申請人　○○○○　退室　）
議長	それでは、議案番号６６３について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　）
議長	特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 　議案第５号における議案番号６６３について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手　全員　）
議長	挙手全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。 　続きまして、議事参与の制限に関する案件がございますので、先に審議いたします。 　はじめに、議案番号６５５については、借受人が○○委員でありますので、○○委員は一時退席をお願いいたします。

	（　○○委員　退席　）
議長	それでは、議案番号６５５について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
	（　なしの声　）
議長	特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 　議案第５号における議案番号６５５について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。
	（　挙手　全員　）
議長	挙手全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。 　○○委員は、入室をしてください。
	（　○○委員　入室　）
議長	続きまして議案番号６６０については、借受人が○○○○○○○○○○○○でありますので、○○委員は一時退席をお願いいたします。
	（　○○委員　退席　）
議長	それでは、議案番号６６０について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
	（　なしの声　）
議長	特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 　議案第５号における議案番号６６０について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。
	（　挙手　全員　）
議長	挙手全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。 　○○委員は、入室をしてください。
	（　○○委員　入室　）
議長	続きまして、ただいま審議いたしました、新規就農案件、及び議事

	参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　）
議長	特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第５号における、新規就農案件、及び議事参与の制限に係る案件以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手　全員　）
議長	挙手全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。 次に、議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局が、議案について概要を説明する。】 申請件数については全部で３件となっており、取引額、現地確認日等は議案書資料に記載されているとおりとなります。 全案件ともに譲受人の経営するすべての農地は適正に管理されており、今後についても効率的に利用されていくものと思われます。 また、農地法第３条第２項の第２号から第７号にも該当しないことから、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。 以上により、全３件ともに許可できる案件と判断されます。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	議案番号３について御報告をいただいております。 この案件については、譲受人が○○○さんという今回の申請地の隣地にお住いの方になるのですが、隣の農地を全く外部の方が管理をすることによって、○○さんにとって悪い状態になってしまうよりも、自分で管理をして農地を適正な状態にしていくことが好ましいと考えたことから、今般購入することを決めたものであると○○さん本人から話があったとの御報告をいただいております。
議長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　）
議長	特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、本案を

	許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手　全員　）
議長	挙手全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。 次に、議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請について（一時転用）を上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請（一時転用）については、全５件、内訳は、「農地改良」５件です。 なお、農地改良とは、農地の保全若しくは利用の増進といった農業経営の改善を目的とした土の搬入のことであり、いわゆる田畑転換や、畑の嵩上げがこれに当たります。 田畑転換などは、埼玉県の要綱上、土の搬入等に伴い耕作不能な状態が複数月に渡り継続することから、この間を転用行為とみなし農地転用許可の対象と定義付けております。 なお、土砂のたい積に当たっては別途、条例で定められる許可を必要とし、面積が５００㎡を超える場合、熊谷市環境推進課へ、３０００㎡を超える場合、埼玉県北部環境管理事務所へ土砂のたい積の許可申請を必要とします。 また、本件については、申請者の住所が県外となっておりますが、申請地はそれぞれ農地法第３条申請を行い売買取得された農地となっております。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	数件の質問を受けております。 まず、客土することでの周辺土地への影響や被害防除策、高さの上限について伺いたいとのご質問です。 こちらについては、埼玉県の要綱上、農地改良を行い、仕上がり面が隣地より高くなる場合は、被害防除策として、隣地との間に素掘側溝を設置し、嵩上げの高さに相当する幅でセットバックし、法面の勾配は、嵩上げの高さ１に対する水平距離２の割合の勾配以下とすることが求められます。また、高さの上限は隣接道路面より３０ｃｍまでとなっております。 また、土砂のたい積許可申請の上で、隣接地の土地所有者から同意を得ることが必要とされており、本案件についても、それぞれ隣接地の土地所有者から同意書が提出されております。 続いて、土はどこから搬入するか、また搬入土は具体的にどういう土なのかとのご質問です。 こちらは○○市内にある○○○○○○○○の土砂堆積場から搬入す

	ることとなります。土に関しては、建設工事で掘削した際に発生した泥・土から水分を抜き、ふるいに掛け土の粒を整えた「改良土」とされるものです。 　〇〇〇地内で同じ土を用い、農地改良された圃場も確認しておりますが、土の見た目に関しては、石や砂利などが混ざっていないものです。 　また、土砂のたい積許可申請においては、搬入土の成分表示表の提出が義務付けられており、有害な土砂については搬入することが出来ないこととなっております。 　なお、苗木を定植する周りには、園芸土を入れたり、追肥も行い、作物生育への調整は行うとのことです。 　続いて、土地改良区との協議についてのご質問です。 　田から宅地や雑種地への地目変更を行う場合、土地改良区で地区除外の審査・決算を必要としますが、田畑転換に関しても同様に地区除外を要します。現在大里土地改良区連合会へ協議を行っており、決算や給水栓の除却方法について土地改良区側の意見を仰いでいる最中とのことです。 　続いて、苗木の購入場所についてのご質問です。 　こちらについては、熊谷市内の園芸用品店で購入されるとのことです。 　続いて、〇〇〇の栽培について、日本での栽培可能な区域の北限は茨城県辺りであると思うが、熊谷市が栽培に適しているのかとのご質問です。 　事務局でも調べてみましたが、一般に〇〇〇は寒さに弱いことから、広島や愛媛など温暖な地域が栽培には適しているとのことです。ただし、埼玉県内においても桶川市などで栽培実績もあるようです。熊谷市でも、作って出来なくは無いと思われます。 　作付計画における収穫計画量、４年目で数十キロの算段は現実的であるかとのご質問です。 　一般に３年以上の経過で実を付けるとのことであり、成木で１０ａ当たり〇〇〇２５００キログラム、〇〇３０００キログラム程の単収が見込めるとの記録も確認しております。本件の作付計画における４年目収量については、少なくも見られますが、木を生育させる上で、最初の数年間は敢えて極力果実を付けさせないような栽培をするケースもありますので、一概に過小であるとも結論付けられません。なお、〇〇〇地内で既に農地改良を行い作付に至っている農地が２筆ございますが、双方とも１０アールを欠けるほどの面積で〇〇〇の苗木２０本程の定植を確認しておりますので、定植に関しては標準的に行っているものと思われます。 　また、草の伸びる時期ですので、現地には雑草の繁茂も確認されますが、申請者からは、１月に２～３度ほどは熊谷に通っており、定期的に管理はなされているとのことでした。 　続いて、議案番号４について、本年３月の総会でも同じ土地での議

	案があったが、前回からの変更であるかという質問を受けております。 　こちらの土地については、３月の総会の後、本年４月１４日付けで埼玉県から農地改良２カ月間を目的とした転用許可がなされましたが、申請者の都合で期間内に工事を行うことが出来ませんでした。土砂のたい積許可ではこうした場合、許可期間の延長処理が行えるとのことですが、農地法の場合、埼玉県では一時転用の期間延長は出来ないことから、再度の申請に至ったものとなります。 　なお、前回申請時は〇、〇を作付するとの計画でしたが、今回は〇〇〇、〇〇に作物が変更となっております。
議長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　）
議長	特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 　議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請（一時転用）について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手　多数　）
議長	挙手多数です。よって、本案については、許可相当とすべきものと決しました。 　次に、議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局が、議案について概要を説明する。】 　議案３号、農地法第５条の規定による許可申請については、全２１件、内訳は、「自己用住宅」１３件、「住宅敷地拡張」１件、「建売住宅」２件、「駐車場」２件、「資材置場及び駐車場」２件、「車両置場」１件です。農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	数件の質問を受けております。 議案番号１７〇〇〇の案件について、現在使用できる駐車場の台数は何台分であるかとの質問を受けております。 　こちらは、来客用として８台分となっております。 　続いて、議案番号１８〇〇〇〇〇〇〇〇、議案番号２１〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の案件についてです。

	双方とも、公簿地目が畑、現況地目が雑種地となっているが、是正目的であるかとの質問を受けております。 「是正」とは、農地法上の手続きを取らずに、農地を農地以外に利用してしまっている違反転用の土地について、現在の土地利用者自身が違反行為者である場合で、後追いで農地法の許可を得るために申請を行うことを指します。 本件の場合、どちらの案件も過去に譲受人以外が駐車場等に違反転用し、現在空き地となっているものを、今回譲受人が農地法の手続きを取り、改めて適法化し利用開始しようと計画しているものとなります。 このような案件は、「是正」とは異なるものとなりますが、過去に違反転用された経緯に関して、土地所有者側から始末書が提出されております。 続いて、議案番号２０〇〇〇〇〇〇〇〇〇についてです。 出入り口を何処に設けるのかとの質問を受けております。 こちらの案件については、少々狭いながらも西手の道路に縁石の切り下げ部分がございますので、既存の切り下げ部分から出入りするそうです。
議長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
中嶋推進委員	駐車場とする場合、堆積等の図面の確認事務局で行っているんでしょうか。
事務局	現地で造成がある場合には、断面図を図面に書いていただいております。 駐車場や太陽光発電施設である場合は、開発許可申請が行われませんが、５００平方メートル以上の場合は、土砂の堆積許可の手続の必要が発生しますので、他法令の手続について事務局から案内しております。
中嶋推進委員	我々は事務局から農地法第４条、第５条の申請が出されましたということで資料をいただきますが、図面を見ても堆積だとか排水路がどうなっているのかなかなか理解しがたい部分があります。 先日ですが、昨年駐車場ということで造成をしたところにて、降雨により、排水路からの水流で管理道路に穴が開いてしまったということがありました。我々は図面から排水路等を読み取ることができないので、事務局でそちらのところを見ていただき、指導していただきたい。
議長	他に、質疑、意見等ございませんか。

	（　なしの声　）
議長	他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請について本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手　全員　）
議長	挙手全員です。よって、本案については、許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請について（一時転用）を上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案４号、農地法第５条の規定による許可申請（一時転用）については、「砂利採取及び表土置場」１件です。 砂利採取とは、農地に埋まっている砂利を採取し、また埋め戻しをして農地に復元するに当たり、その作業の間、一時的に農地として利用することが出来なくなることから、一時転用として農地転用許可を得るものです。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	質問を受けているため、ご説明いたします。 砂利の採取に必要な手続と手続先の行政機関について、また掘削の深さで扱いが異なるかとの質問を受けております。 こちらについて、まず砂利採取法に基づき砂利採取業者の登録申請を行う必要があります。登録後、砂利採取をする圃場ごとに県知事の認可を受ける必要があります。いずれの手続きについても、管轄の行政機関は、埼玉県北部環境管理事務所となっております。土砂たい積条例では平米数により、管轄の行政機関が異なりますが、砂利採取法の場合、深さによる違いはございません。
議長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
西田推進委員	砂利採取法の管轄が埼玉県ということはわかるのですが、今回の砂利採取の予定地の面積が〇〇〇〇〇〇平方メートルと相当な面積になりますので、深さがどれくらいになるのか、また、その中に赤道等の官地等はないか確認したい。
事務局	申請書の中に断面図があり、一番深いところで９メートルの深さとなっております。公図、農地台帳も確認しておりますが、申請地内に

	赤道等の官地は含まれておりません。
西田推進委員	私が記憶するには最大の深さが１０メートルまでと記憶しているがそれで間違いないでしょうか。
事務局	最大の深さについては各都道府県の要綱で規定されています。茨城県では１０メートルとされていることは確認できたのですが、埼玉県では砂利採取に関する要綱というので外部公表されていませんでした。ただ、今回９メートルの深さであり、他県との差がそれほどないと思われますので、１０メートル程度であるものと思われます。
西田推進委員	わかりました。今回一時転用の期間が１年間ということですので、期間を厳守するようお願いしたいと思います。
議長	他に、質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　）
議長	他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請（一時転用）について本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手　全員　）
議長	挙手全員です。よって、本案については、許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第６号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農地利用配分計画（案）に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局が、議案について概要を説明する。】 今回の配分計画は津田向谷地区の案件について御審議いただきます。貸借内容につきましては議案書および議案書資料の記載のとおりとなっております。 今回御審議いただく筆は個人の方が農業生産法人を設立し、現在農地中間管理機構と個人で契約している筆を全て法人へ再配分するものです。 今回の農地利用配分計画（案）で設定する８１筆は、農地のすべてを効率的に利用して耕作等を行うことや、周辺の農地利用への影響、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、各要件を満たしていると考えます。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。

事務局	特にございません。
議長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ）
議長	他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農地利用配分計画（案）に対する意見について本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手 全員 ）
議長	挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。 次に、議案第７号、令和４年度熊谷市農業施策に関する意見書（案）についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局が、議案について概要を説明する。】 農業委員会等に関する法律第３８条に基づき、関係行政機関、すなわち熊谷市に対して農地等の最適化推進のため具体的な意見を提出するものです。 ９月２１日まで、素案としてお示したものを土台として委員皆様の意見を募り、取りまとめたものでございます。 遊休農地対策について、担い手の育成、支援について、農地の有効活用の推進について、という大きな３つの柱に関する意見と、それをさらに確かなものにするその他の４つから成り立っております。 委員皆様からいただいた意見の中で、交付対象外水田に関する意見がございましたが、これは国の施策であり、市への意見としては取り上げる性質のものではないため、言及してございません。 また、本日ご承認をいただいた正式な意見書は、１０月５日に市長室にて富岡市長に会長及び会長職務代理から手渡すこととなっております。
事務局	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ）
議長	特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第７号、令和４年度熊谷市農業施策に関する意見書（案）につ

	いて本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手　全員　）
議長	挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。 以上で、全議案の審議が終了しました。 続きまして、報告事項につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき専決処分済み事項でありますので、ご了解をお願いいたします。
事務局次長	木部会長、ありがとうございました。 次に、次第の６、その他に移らせていただきます。 【現地確認の際のベスト、帽子の着用、地位を利用した選挙活動の禁止、緊急連絡網、優良農家推薦、農地パトロール報告書の提出、農地法手続フロー図について説明する。】
事務局次長	事務局からは以上ですが、皆さまから何かありますでしょうか。 （　なしの声　）
事務局次長	それでは最後に、閉会を夏目会長職務代理にお願いいたします。
夏目会長職務代理	（　閉会のあいさつ　） ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長	山下　克巳
次長兼農政係長	佐藤　雅史
主幹兼農地係長	関口　玉城
主任	樋口　祥平

令和３年９月２８日

熊谷市農業委員会

会　　長　　木　部　富　次

署名委員　　塚　田　　修

署名委員　　大　島　　正